

私達のコミュニケーション・ツール

Code of Conduct

共に価値を生き価値を創造する

目次

緒言	4	Respect – 尊重	13
		社員との協力	13
		Diversity – 多様性	13
		社会的パートナーとの協力	13
序章	6	Integrity – 清廉潔白	14
ドイツテレコム・グループのモットー	6	データ保護	14
実践方法	7	利害対立への対応	14
適用範囲と効力	7	マナー・ロンダリング	15
		寄付行為	15
		第三者（株主、サプライヤー、競合社）との協力	15
法規と倫理観	8	Top Excellence – トップ・エクセレンス	16
法律と倫理観に従った行動	8	行動規範の遵守	16
コーポレート・ガバナンス	8	情報と確認	16
社会憲章	9	申し立て手続き	17
		違反行為に対する処罰	17
Superior Value – 企業価値の向上	10	刊行要目	18
価値向上と収益性	10	お問い合わせ	18
持続的な発展	10		
企業価値の保護	10		
Passion for our Customers – 顧客のパートナー	11		
Innovation – イノベーション	12		
創造性	12		
社会的発展	12		

緒言

社員の皆様へ

ドイツテレコムはその実力と業績だけでなく、倫理行為によっても規範を定めたく願っています。これは社員一人一人の行動に対するチャレンジです。私達は、その行動が常に倫理的に完璧かつ公正で、また模範的であることを確約したいのです。それもあらゆる点においてです。

このことを確実にするために、私達は当社モットーである「T-Spirit」をベースに、「コード・オブ・コンダクト」(行動規範)を策定しました。これは、取締役や管理職、現地従業員に及ぶ全社員に適用するものです。「コード・オブ・コンダクト」には、当社における業務行為あるいは個人的行為の基本方針が規定されています。

「コード・オブ・コンダクト」には、日常業務におけるありとあらゆる状況を明白に記載してはいません。むしろ、この行動規範は当社の全社員に指針を与

える枠であり、私達がただ義務的に感じるのではなく、日々新たな生命を吹き込むための、開放的、民主的で法的安定性をもった企業文化の基盤となるべきものです。違反行為を見つけたものは、その違法が調査され、ストップされる確信をもてます。

顧客と全パートナーに対する「エクセレンス」、それは私達の行動規範です。私達は、株主・ビジネスパートナー・社員、官公庁や各種団体、そしてドイツの社会やグループ企業が所在する全ての国や地域社会にとってよきパートナーでありたいと願っています。同時に、ドイツテレコムを業界トップのサービス企業にするという、企業目標を達成したいと私は考えています。



Kai-Uwe Ricke
(株)ドイツテレコム CEO (最高経営責任者)

ここに貴方のために「T-Spirit」しおりを添付いたしましたが、

見つからない場合や
もう1部ご希望でしたら、
下記までメールを
お送りください。

bookmark@telekom.com

序章

ドイツテレコム・グループのモットー

私達の行動に決定的役割を果たすのは、ドイツテレコム・グループのビジョンと6つのヴァリューから構成されるモットー「T-Spirit」である。

「ドイツテレコムは電気通信・IT サービス分野のリーディング・カンパニーとして、いかなる点からも、顧客第一の最高品質と効率性・革新性で、社会をより良い未来へと導く。」

「T-Spirit」は当社の企業ビジョンを実践し、目的を達成するための指針となる。

- Superior Value – 企業価値の向上
ドイツテレコムの価値を持続的に向上
- Passion for our Customers – 顧客のパートナー
顧客に第一級の製品とサービスを提供
- Innovation – イノベーション
イノベーションと仕事への喜びを生み出す社内環境の創出
- Respect – 尊重
文化的多様性を活用・尊重し、互いにサポート
- Integrity – 清廉潔白
オープンかつ誠実にコミュニケーションし、約束を守る
- Top Excellence – トップ・エクセレンス
よく考えて確信を持って行動し、適材適所で常に効率化を進め、優れた業績を奨励し、間違った行動を処罰

有効な法規、企業ビジョンと「T-Spirit」のモットーが、全ての企業決定と日々の個人行動の基盤となる。ここから私達の企業文化が生まれ、その中でグループ内の信頼関係が築かれる。

実践方法

ドイツテレコム・グループの経営陣は、オープンかつ健全な企業文化の前提条件を整える。社員はその企業文化の中で道徳と法規、そして当社の価値観に基き、適切な行為とそうでない行為を区別する。

管理職には、全ての業務を行動規範の枠内で効率的に遂行することが求められる。さらに管理職は部下に必要な作業環境を確保する。また、行動規範をきちんと遵守させる。不正行為を認識し、主題として取り上げ、事前に防止し、そしてこれを徹底的に処罰する。

全社員は行動規範に従って行動することが要請される。疑問がある場合には、管理職あるいは担当の専門部署に信頼をもって相談する。

行動規範に違反した場合、労働法上の処罰、あるいは公務員の場合は官公吏懲戒規定に従って処罰が下される。

適用範囲と効力

行動規範はドイツテレコム・グループの全社員、つまり取締役、経営責任者、管理職、従業員、公務員と、その任務上、社員同様に扱われる従業員（派遣社員やアドバイザー）に適用される。

ドイツ国外にあるグループ会社は行動規範の実行において所在国の法規にも注意する。

法規と倫理観

法規と倫理観に従った行動

私達は法規を遵守し、またそれをビジネスパートナーにも期待する。ドイツ国内・国外の法的枠組は、当社のいずれの企業行動にも適用される。ドイツテレコム・グループは、当社が事業活動を行う国々の文化と倫理観を尊重する。

Corporate Governance¹ コーポレート・ガバナンス

ドイツテレコム・グループは責任感のある優良なマネジメント（例：ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード²、SOX³など）を公言する。社員はこれを支援し、その基本方針を自らの責任において遵守することが求められる。

- 1) コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは、企業監督経営のための法律上・事実上の秩序的枠組で、企業監督経営上の、経営組織、総会、監査役会、取締役会の役割分担決定も含む。
- 2) ドイツ政府によるコーポレート・ガバナンス委員会によって採択された「ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード」には、ドイツ上場企業の監督経営のための基本法規の他、責任ある優良企業経営のために国外・国内で認定された基準が提言のかたちで含まれている。
- 3) ニューヨーク証券取引所に株式を上場している国際的企業として当社は、アメリカ合衆国で2002年7月に交付された米国企業改革法（サーパンス・オクスレー法）の規定に準拠する。米国企業改革法とは、企業の決算改善を目指す、企業と公認会計士のための法律である。

社会憲章⁴

社会的な最低水準はドイツテレコム・グループの社会憲章によって透明性と拘束性を有している。これはグローバル・コンパクト⁵の価値観や、国際的に認知されたILO⁶（国際労働機関）やOECD（経済協力開発機構）の規範やスタンダードを基本とする。ドイツテレコム・グループは国際的に認知された社会的な最低水準を、そのサプライヤー、ビジネスパートナー、第三者とのビジネスにおいても遵守する。

- 4) 当社の社会憲章は、グループ内における社会的な最低水準を守るための、雇用者側の自主的な自己義務である。これは労使関係および労働条件に関する基本原則を内包する。当社サプライヤーにもこれを遵守することが求められる。
- 5) グローバル・コンパクトは国連の世界的なイニシアチブで、国連と産業界、その他団体の協力を支援・強化するものである。当社はその企業原則において、人権、労働、社会、環境の分野の基準および汚職防止に関する10原則を守ることを公約する。
- 6) ILO国際労働機関は国連の専門機関で、177の加盟国から政府、雇用者、被用者の代表が派遣されている。その活動の重点は、国際的な労働・社会基準を達成することに置かれており、労働条件の世界的な向上を目的としている。